

平成30年度
事業計画

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

基本理念

「全ての住民が共に生き、支えあい、
より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する」

福祉目標

「元気 いきいき ささえあい 生きがいのある まちづくり」

基本方針

平成の年号も残り一年、昭和も遠くなりにはけりです。平成の時代には出生率が低下し、昭和の団塊の世代の高齢化と併せ、大変な高齢化時代を迎えています。

そのような状況の中で、国においては、介護保険制度が財政的に限界となり、また、介護事業に携わる職員の深刻な不足から施設はあっても入所出来ない等様々な問題が起き、「一億総活躍社会」や「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが示され、制度による給付から昔ながらの地域による支え合いに重点を置いた福祉政策の推進が図られています。

佐用町においても、合併時2万2千人あまりあった人口が1万7千余人となり2016年の国勢調査では高齢化率が38%を超え、県下の自治体では最も高い比率となっています。

大幅人口減に加え、核家族で高齢者の単身世帯・高齢者のみの世帯が多くなり、地域を支えていただく力（人材）そのものが不足し、「無縁社会」を生み出す要因ともなっています。

このような厳しい社会情勢の中、佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、第3次地域福祉推進計画（以下「さようふくしプラン」という。）の2年目を迎え、その基本理念と福祉目標の達成のため、地域の皆様、ボランティアの皆様等の参画とご協力をいただきながら役職員一丸となって各種事業に取り組みを強化します。

また、介護サービス事業については、ご家庭での介護力の低下から状況に応じて宿泊も利用出来る小規模多機能型施設、また、サービス付高齢者住宅への入居者の増加等により、訪問介護事業及びセンター上月における通所介護事業は赤字経営となっており、他の事業でも本年度予定されている介護保険法の改正等により厳しい経営状況になると考えられます。しかしながら地域の皆様には必要不可欠な事業であり、新たな加算制度の取り組み等経営努力を強化するとともに、介

護サービスの質の向上に努め、常に利用者の立場に立った心のこもった介護サービスを提供することにより経営改善を図ってまいります。

平成29年度から取り組んでいます新しい総合事業については、生活支援コーディネーターを中心に「まごころサービス事業」の充実を図るとともに、地域における支え合い、助けあい活動の推進のため「第2層協議体」の設置に取り組めます。

また、職員研修を充実、強化し、より良い社協運営につなげていきます。皆様のより一層のお力添えをお願いいたします。

重 点 事 項

- (1) 『安心と生きがいをもって地域でくらしつづけることができるまちづくり』のため、小地域における福祉関係者のさらなるネットワークづくりに努めます。
- (2) 『地域福祉を高めるひとづくりと福祉のつながり』のため、各種団体との連携強化に努め、福祉活動の担い手の発掘、養成、学び合える場所づくりに取り組めます。
- (3) 『その人らしい暮らしを支える仕組みづくり』のため、暮らしを支える体制づくり、福祉サービスの見直し、強化、介護サービスの充実に努めます。
- (4) 『地域福祉を推進するための基盤強化』のため、組織体制の見直し、強化、地域福祉活動財源の確保、安定した介護保険事業経営、広報活動の充実強化に努めます。

具体的な事業活動

1. 地域福祉活動の推進

誰もが居住する地域において、安心して楽しく暮らしていけるよう、希薄化する地域のつながりを深め、見守り、助けあい等支え合い活動を実施するために、新しい助成制度を実施するとともに第2層協議体の設置を進め、また、各種団体との連携強化に努めながら、以下の事業の取り組みを行います。

- (1) 三者(福祉委員・民生委員児童委員・民生児童協力委員)連絡会の推進
各地区2回開催し、内容充実とともに「第2層協議体」の核としての活動と「地

域の実情の把握」「三者の連携強化」等、ご近所福祉のネットワーク活動等に努めます。

- (2) 新しい総合事業の推進のため第2層協議体の設置を進めます。
- (3) 各種団体との連携を図り活動を支援するとともに、佐用町社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット佐用）との協働により、地域の実情に即した地域福祉の推進を図ります。
- (4) 新たに地域の見守り活動、支え合い活動推進のための助成制度を実施します。
- (5) ふれあい・いきいきサロン事業の継続実施を支援します。
- (6) まちの子育てひろば事業及び放課後子ども教室事業（C 三日月：町受託）を引き続き展開します。
- (7) 新しい総合事業の実施にともない地域づくり協議会との連携強化を図ります。
- (8) 地域福祉課・介護支援課並びに各きらめきケアセンターとの内部連携を一層深くしオール社協での取組みを推進します。

2. 在宅福祉活動の推進

佐用町と連携し、関係機関、団体、ボランティアの方々の協力を得ながら、介護予防から生活支援まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう以下のサービスの充実を図ります。

また、まごころサービス事業の利用対象範囲の拡充等利用促進を図ります。

- (1) 佐用町からの受託事業の継続的な取り組み
 - ① 食の自立支援事業（給食サービス）
 - ② 福祉車両による移送サービス事業
 - ③ 家族介護用品支給事業
 - ④ 家族介護者交流事業（在宅介護者のつどい・オレンジカフェ）
 - ⑤ 家族介護教室事業
 - ⑥ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（体験デイサービス事業）
 - ⑦ 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業（ふとんクリーニング） ※広報啓発
 - ⑧ 福祉（弁護士）相談事業
 - ⑨ 地域包括支援センターブランチ事業
 - ⑩ 認知症サポーター養成講座
 - ⑪ まごころサービス事業
- (2) 高齢者並びにひとり暮らし高齢者のつどい事業
- (3) 高齢者を対象におしゃべりクッキング事業
- (4) 安否確認、友愛訪問活動
- (5) 福祉機器貸出事業
- (6) 福祉車両貸出事業
- (7) イベント用品、ゲーム用品等各種備品貸出事業

3. 福祉総合相談活動の推進

佐用町、ワーカーズコープと連携し、生活困窮者自立支援の取り組み強化を図ります。また、佐用町社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）と連携し、各施設に設置した福祉相談窓口の活用促進に努めます。

専門的な相談に対応するため弁護士による相談所も引き続き開設します。

- (1) 弁護士による福祉相談所開設（年8回：佐用町受託事業）
- (2) 生活福祉資金・総合支援資金・臨時特例つなぎ資金の相談及び貸付
- (3) 福祉サービス利用援助事業の利用促進
- (4) 西播磨成年後見支援センターの運営等に佐用町との情報共有と連携
- (5) ほっとかへんネット佐用に加入する福祉施設との連携

4. ボランティアセンターの運営

ボランティア自体の高齢化が進み、新しいボランティアの開拓・育成が大きな課題となっています。人材の発掘のため、広報等の充実に努めます。

平時からネットワークづくりや人材育成を進め、万一の災害時に「災害ボランティアセンター」運営に備えます。

- (1) ボランティア連絡会への活動支援
- (2) ボランティアグループへの活動支援
- (3) ボランティア代表者研修会の開催
- (4) 災害ボランティア研修の実施
- (5) 新しいボランティア発掘のため広報活動の充実
- (5) 万一の事故に備えてボランティア市民活動災害共済、ボランティア活動等行事用保険の推進

5. 情報発信活動

社協活動について、町民の皆様により良くご理解いただくことが出来るように、とりわけ社協だより（かがやき）では、分かりやすく親しんでもらえる紙面づくりに努めるとともに、地域の福祉力を高める手段としての取り組みを進めます。

- (1) 社協だより（かがやき）の毎月発行
- (2) ホームページによる情報提供
- (3) 防災行政無線及び佐用チャンネル、新聞等を活用した社協事業のPR
- (4) 社協会員募集の推進

6. 福祉教育の取り組み

佐用町内全小・中学校（10校）を福祉協力校として指定し、福祉の心を学ぶ

教育活動に取り組みます。また、将来の福祉活動を担っていただける人材育成を目指し、教育委員会と連携しながら学習の支援に努めます。

- (1) 福祉協力校指定事業の推進
- (2) 世代間交流の支援
- (3) トライやる・ウィークへの受け入れ協力

7. 共同募金配分金事業

共同募金会からの配分金、並びに歳末たすけあい配分金を受け、次の事業に取り組みます。

とりわけ、公募による助成事業「かがやくまちづくり応援助成事業」の広報啓発を含めた内容充実に努めます。

- (1) 共同募金配分金事業
 - ① 公募による各種福祉団体へ助成（かがやくまちづくり応援助成事業）
 - ② 町内の全小中学校対象の福祉教育の推進（福祉協力校助成）
 - ③ まちの子育てひろば事業
 - ④ 社協だより「かがやき」の毎月発行
- (2) 歳末たすけあい配分金事業
 - ① 正月短期里子受託事業への協力
 - ② 歳末愛のお助け隊 対象者：85歳以上ひとり暮らし高齢者（灯油、おせち、正月用生花の配達）
 - ③ 新春愛の餅つき大会（子育て中の親子・福祉施設利用者・保育園児等の参加）

8. 公益事業の推進

- (1) 各施設とも老朽化が進み、修理費等が嵩む状況となっておりますが、徹底した経費節減を図るとともに、より良いサービスの提供に取り組みます。
 - ① 久崎老人福祉センター（センター上月）の指定管理
 - ② 南光地域福祉センター（センターひまわり）の指定管理
- (2) 引き続き利用者数が減少傾向にありますが、外出支援を通じて社会参加の促進、及び交通空白地の解消をめざす過疎地有償運送事業のさらなる啓発活動を行い、利用者とその利用率向上に努めます。
 - ① 過疎地有償運送事業（さよさよサービス・江川ふれあい号）

9. 収益事業の推進

- (1) 社会福祉法第26条により継続して次の事業を行います。
 - ① 売店設置事業

② 喫茶店運営事業

10. 介護サービス事業所の運営

本会では、各種介護サービス事業を実施していますが、介護報酬の引き下げや夜間利用が出来る小規模多機能事業所、施設入所、また、サービス付高齢者住宅の利用者増等で大変厳しい運営状況にあります。介護報酬が高額となる要介護度4及び5の方については、家庭介護から施設入所になられる方が多く、当会の利用者は要介護度1から3の方が多くなり利用者数は変わらなくても収入は減となる状況で大変厳しい経営となっています。また、昨年度から町事業として実施されている新しい総合事業での訪問介護及び通所介護への取り組みもまた、要支援と介護度が軽度の方が対象となっており経営改善に繋がるものとはなっていません。

本年度に予定されています介護報酬の改定については、大きな引き下げにはならないようですが、基本的な介護報酬はマイナス改定が考えられ厳しい状況には変わりありません。

個別の事業では資金収支予算案でも収入不足となっています訪問介護事業及びセンター上月における通所介護事業については、その継続すら厳しい状況になっています。しかしながら、町内には社協に代わる事業者はなく、利用者がおられる限り事業を実施しなければなりません。居宅介護支援事業、他の通所介護事業と併せ、職員研修を充実し、職員の資質向上を図るとともに、加算がいただける体制づくりに向け、行政や福祉・医療等の関係機関と連携しながら、引き続き利用者の立場に立った心のこもった介護サービスの提供に努めます。

(1) 各センターの運営

ア. きらめきケアセンター（南光地域福祉センター内）の運営

- ① 訪問介護事業
- ② 訪問入浴介護事業
- ③ 通所介護事業
- ④ 居宅介護支援事業

イ. きらめきケアセンター佐用（佐用町地域福祉センター内）の運営

- ① 通所介護事業

ウ. きらめきケアセンター上月（久崎老人福祉センター内）の運営

- ① 通所介護事業

(2) 各介護サービスの推進

ア. 訪問介護事業

要介護者の「いつまでも住み慣れた家で、地域で暮らし続けたい」という願いをかなえるため、食事・入浴・排泄等の身体介護サービスや調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助サービスをご利用者の残存機能を生かしながら提供します。

収支の改善を図るため、新たな加算の取れる体制づくりを進めます。

- ① 訪問介護事業の実施（対象：要介護1～5）
- ② 介護予防訪問介護の実施（対象：要支援1・2・事業対象者）
- ③ 障害者総合支援法関連
 - 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）の実施
 - 地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴サービス）の実施（対象：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者）

イ. 通所介護事業

通所介護事業の目的は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護及び機能訓練、レクリエーションなどを行い、利用者の社会的孤立感の解消及び生活機能の維持・改善を図ることにあり、運営上の課題を把握しながら、この原点に立った運営に努めます。

平成30年度は、介護サービスの内容を充実させ、利用者の確保を図ることはもとより、様々な角度から経営状況を分析し、継続的な事業実施の体制づくりに努めます。

看護職員の安定的な確保を図ります。

- ① 通所介護事業の実施（対象：要介護1～5）
- ② 介護予防通所介護事業の実施（対象：要支援1・2・事業対象者）
- ③ 事業所の設備等の充実

ウ. 訪問入浴介護事業

「お風呂に入りたい」という願いをかなえるとともに、身体の清潔や心身機能の維持、介護負担の軽減につなげます。

また、感染症予防対策を十分におこない、主治医や関係医療機関、ケアマネジャー等と連携しながら訪問入浴サービスを提供します。

利用者は年々減少しており、今後も大幅な増加は見込めませんが、必要とされる利用者がおられるかぎり、経営努力をしながら事業継続を図ります。

- ① 訪問入浴介護事業の実施（対象：要介護1～5）
- ② 介護予防訪問入浴介護事業の実施（対象：要支援1・2）
- ③ 地域生活支援事業訪問入浴介護サービスの実施（対象：身体障害者等）

エ. 居宅介護支援事業

在宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用するサービ

スの種類や内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

また、居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントをおこないます。

利用者が要介護度1及び2の階層に集中しており、利用者数が収入増に結びつかないジレンマがありますが、置かれた状況の中で努力していくしかなく、利用者の継続的なご利用等を図ることで状況の改善を図っていきます。

- ① 居宅介護支援事業の実施（対象：要介護1～5）
- ② 介護予防居宅介護支援事業の実施（対象：要支援1・2）
- ③ 要介護認定調査の実施

1 1. 人材確保・育成

(1) 職員の資質向上

平成28年度に作成した職員研修計画に基づき、各種研修会の参加や内部研修会の実施により、知識及び技術、倫理性を高めることに努めます。

- ① 人事考課を実施します。
- ② 各自職務に取り組む上での目標を設定し、年1回個人面談の実施により達成状況の把握を行います。
- ③ 内部研修（職種別研修の実施）や外部研修への参加を奨励します。
- ③ 資格取得を推奨します。

(2) 法令遵守

業務管理体制を整備し、法令違反の未然防止や法令違反が発生した場合の早期是正措置、検証を行う体制を整えます。

(3) 障害者の雇用確保

障害者雇用促進法に則り、該当事業主として常勤契約職員1名の雇用確保を引き続き図ります。

(4) 地域との連携強化

本会の使命を意識し、部署を超えての連携強化に努め、平素から地域に貢献する社協職員としての資質を備えさせます。また、ほっとかへんネット佐用との協働による地域福祉の推進を図ります。

(5) 働きやすい環境づくり

働きやすい職場環境づくりを進めるために、業務改善に取り組み、職場環境の改善を図ります。

(6) 職員の健康管理

- ① 産業医による健康管理指導
- ② ストレスチェックの実施
- ③ 上部機関による健康予防（労働災害予防）研修への積極的受講と実践
- ④ 職員検診の実施（赤穂中央病院）
- ⑤ インフルエンザ予防接種への継続的助成

⑥ 腰痛予防対策への手立て

(7) 職員給与関係

- ① 時間外勤務手当の予算措置額を4.0%とします。
- ② 退職に伴う職員の補充については、平成24年度策定の「第1次佐用町社会福祉協議会定員適正化計画（平成25年度～29年度 常勤職員52名）」を見据え実施します。平成28年4月1日時点の職員50名を堅持します。非常勤職員の効果的活用に努力します。

12. 法人運営の基盤強化

(1) 理事会・評議員会・正副会長会の開催

この度の社会福祉法人制度改革に伴い、新たに役員及び評議員を選任し、経営組織のガバナンスを強化するとともに、本会の健全経営、総合的な福祉課題に対応するため、理事会・評議員会を適宜開催します。正副会長会を月1回開催して社協運営の活性化を図ります。

(2) 財政基盤の安定

地域福祉活動事業の安定的実施のため、財源となる社協会員制度の推進と共同募金運動の啓発と促進を図るとともに、その用途を明確にし、広く住民にお知らせして理解を求めます。

① 一般・賛助会員の募集と取り組みの強化

毎年7月を強調月間とし、一般会員を募集するとともに、11月には町内の各事業所を対象に賛助会員の募集に取り組みます。

ア. 一般会費 1口 1,000円

イ. 賛助会費 1口 3,000円

② 補助金・助成金・受託金の適正化

行政に対し、社協に課せられた役割を果たすことにより、その役割の必要性と認識を高め、運営に適した補助金・助成金・受託金の確保に努めます。

③ 事業の効果測定やコストの把握など、事業評価を適切に行い、より効果的で効率的な運営に努めます。

④ 善意銀行への寄付金増のため、PRの強化

⑤ 善意銀行の預託金を有効に活用

⑥ 積立金の効率的、安定的運用

ア. 財政調整積立金

イ. 福祉活動積立金

ウ. 車両運搬具購入積立金

エ. 器具及び備品購入積立金

⑦ 事務の効率化と経費削減

⑧ 共同募金・歳末たすけあい運動による配分金の有効活用

13. その他

- (1) 災害見舞い等の見舞事業の実施
- (2) 共同募金運動、歳末たすけあい運動への協力
- (3) 緊急生活支援物資支給事業の実施
- (4) 行旅人援護実施